

法 学 研 究

法律・政治・社会

第九十七卷 第十一号

論 説

労働契約の準拠法

—東京地方裁判所令和五年三月二七日判決(ケイ・エル・エム・ローヤルダツチエアラインズ〔雇止め〕事件)をめぐって—

北 澤 安 紀

イギリス倒産法におけるプレパッケージ型会社

管理・再論
—会社倒産・ガバナンス法施行後の状況—

工 藤 敏 隆

資 料

ドイツ国際民事訴訟における訴訟能力

ヴォルフガング・ハウ
芳 賀 雅 顯 / 訳

判例研究

〔商法〕 六五二

日常生活」に起因する事故の意義
—日常事故賠償責任補償特約における「日常生活」に起因する事故の意義

商 法 研 究 会

特別記事

長島皓平君学位請求論文審査報告

方景暉君学位請求論文審査報告

河野航平君学位請求論文審査報告

陳凡龍君学位請求論文審査報告

板倉圭佑君学位請求論文審査報告

慶應義塾大学法学部内

法 学 研 究 会